

特定の三輪の自動車は二輪免許が必要です

平成22年9月1日から、三輪の自動車のうち、「内閣総理大臣の指定する三輪の自動車」については、二輪の自動車とみなし二輪免許を所持しなければ運転できません。

内閣総理大臣の指定する三輪の自動車とは

- 3個の車輪を備えていること。
- 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。
- 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であること。
- 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。

の項目すべてを満たしている場合です。

注意事項

対象となる三輪の自動車は、

- 運転する際に乗車用ヘルメットの着用が必要です。
- 二人乗りをするには運転経験が1年以上必要です（高速道路上で二人乗りをする場合は20歳以上でかつ運転経験が3年以上必要です）。
- 運転する際は、二輪の自動車に対する交通規制に従わなければなりません。